

3. 特別養護老人ホームへの入所申込者の状況等に関する調査について

今般、一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策が一億総活躍国民会議において取りまとめられたところである。

この中では、2020年代初頭までに、①「介護離職ゼロ」を目指すことに加え、②入所の必要性が高いにもかかわらず自宅で特別養護老人ホームの入所を待機されている高齢者を解消することを目指している。

一方で、介護保険事業計画においては、各保険者が中長期的なサービス給付・保険料水準の推計を行った上で、これを踏まえて地域の特性に応じた計画を策定することが求められている。

このような中において、利用者のニーズに応じたサービスを提供するためには、入所申込者が多数存在する特別養護老人ホームについては、保険者である市町村において、入所申込を行っている要介護高齢者等のうち、介護の必要性や家族の状況等により、当該施設以外では生活が困難であり、真に入所が必要と判断される被保険者を的確に把握し、その状況も踏まえ、必要なサービスの種類ごとの量を見込んだ上で、介護保険事業計画を策定することが必要であるとされている。（【参考】平成27年3月18日厚生労働省告示第70号「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）

特別養護老人ホームの入所申込者の状況については、厚生労働省においても、都道府県及び市町村等のご協力の下、平成21年度及び平成25年度に全国調査を実施し、公表したところであるが、前回調査時点から一定期間が経過していること、また、上記のとおり、本調査結果が介護保険事業計画に反映されることに鑑みると、より詳細に実態を把握できる調査とする必要があることから、前回の調査様式を見直した上で、最新の状況を把握したいと考えている。

実施にあたっては、平成28年4月以降に通知を発出することとし、国への提出期限は10月頃を予定しているが、十分な調査期間を設けるため、あらかじめ調査内容や様式（案）についてお示しするものである。

なお、本調査結果については公表を前提としていることをご了知願いたい。

(追加項目 (予定))

- ・ 緊急度 (入所の必要性が高い、一年程度で入所が必要となる見込み、特養以外で対応可能、その他 (必要性が低い、判断困難など))
- ・ 申込時期 (3ヶ月以内、半年以内、一年以内、一年より前)
- ・ 現在の入院、入所施設等の内訳に「サービス付き高齢者向け住宅」を追加
- ・ 死亡、入所済み、他県からの申込を調査票 (附票) で把握

特別養護老人ホームへの入所申込者等調査票（素案）

網掛け部分が前回調査からの主な変更箇所

都道府県名： _____

		(単位：人)				(参考)特列入所			(単位：人)
		要介護3	要介護4	要介護5	計①	要介護1	要介護2	計②	①+②
入所申込者数 (A) + (B)									
在宅者 (※1) (A)									
緊急度	入所の必要性が高い								
	1年程度で入所が必要となる見込み								
	特養以外で対応可能 その他 (必要性が低い、判断困難など)								
申込時期※1	3ヶ月以内に申込み								
	半年以内に申込み								
	一年以内に申込み								
	一年より前から申込み								
上記 (A) 以外の者 (B)									
緊急度	入所の必要性が高い								
	1年程度で入所が必要となる見込み								
	特養以外で対応可能 その他 (必要性が低い、判断困難など)								
申込時期※1	3ヶ月以内に申込み								
	半年以内に申込み								
	一年以内に申込み								
	一年より前から申込み								
現在の入院、入所施設等	医療機関 (病院又は診療所) 下欄を除く。								
	介護療養型医療施設								
	介護老人保健施設								
	他の特別養護老人ホーム								
	養護老人ホーム								
	軽費老人ホーム								
	グループホーム								
	有料老人ホーム (※2)								
	サービス付き高齢者向け住宅 (※3)								
その他									

調査時点:平成 年 月 日

(留意事項)

各表における「緊急度」「申込時期」及び「現在の入院、入所施設等」のそれぞれの合計は、(A)又は(B)に一致すること。

(※1)・・・重複申込みににおける申込時期については、最も古い時期を御報告下さい。

(※2)・・・該当項目(「在宅者」「有料老人ホーム」)には、「サービス付き高齢者向け住宅」を含まないこと。

(※3)・・・「サービス付き高齢者向け住宅」とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第5条の規定に基づき、都道府県等へ登録された住宅をいう。

(別紙2)

特別養護老人ホームへの入所申込者等調査票 附票

都道府県名:

(単位:人)

(参考)特例入所

(単位:人)

	要介護3	要介護4	要介護5	計①	要介護1	要介護2	計②	①+②
死亡、入所済みで除外した者 (C) + (D) 別紙1の外数								
在宅者 (C)								
死亡者								
既に入所した者								
他県からの申込者								
〇〇県								
△△県								
.....								
.....								
.....								
.....								
.....								
在宅等でない者 (D)								
死亡者								
既に入所した者								
他県からの申込者								
〇〇県								
△△県								
.....								
.....								
.....								
.....								
.....								

調査時点:平成 年 月 日

報道関係者 各位

平成26年3月25日(火)
老健局高齢者支援課
課長 高橋 謙司
課長補佐 中井 和博
電話 03(5253)1111(内線)3966
03(3595)2888(直通)

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

特別養護老人ホームの入所申込者の状況について以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

特別養護老人ホームの入所申込者は、約52.4万人であり、そのうち入所の必要性が高い要介護4及び5で在宅の入所申込者は、約8.7万人でした。

【特別養護老人ホームの入所申込者の概況】

単位:万人

	要介護1～2	要介護3	要介護4～5	計
全体	17.8 (34.1%)	12.6 (24.1%)	21.9 (41.8%)	52.4 (100%)
うち在宅の方	10.7 (20.4%)	6.6 (12.7%)	8.7 (16.5%)	26.0 (49.6%)
うち在宅でない方	7.1 (13.6%)	6.0 (11.4%)	13.2 (25.3%)	26.4 (50.4%)

* 上記は、次頁の特別養護老人ホームの入所申込者の状況の概況である。

* 要介護1～2の人数には、要支援等で入所申込みをされている方の人数を含む。

* 千人未満四捨五入のため、合計に一致しないものがある。

(注) 一部都道府県から報告された入所申込者数に誤りがあったため、平成26年3月26日付で資料を訂正しました。

【特別養護老人ホームの入所申込者の状況】

	単位	要支援等	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
全体	人	9,425	67,052	101,874	126,168	121,756	97,309	523,584
	%	1.8	12.8	19.5	24.1	23.3	18.6	100.0
うち在宅の方	人	5,302	41,860	59,769	66,262	51,473	35,164	259,830
	%	1.0	8.0	11.4	12.7	9.8	6.7	49.6
うち在宅でない方	人	4,123	25,192	42,105	59,906	70,283	62,145	263,754
	%	0.8	4.8	8.0	11.4	13.4	11.9	50.4

※ 入所申込者は、各都道府県で把握している状況を集計したもの。
(平成26年3月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

※ 各都道府県に対しては、平成25年度における特別養護老人ホームに入所申し込みを行っている入所申込者について、重複等(注)を排除して集計するよう依頼したものの、一部の都道府県では独自の調査等に基づき、時点が異なったり、重複等を含んだものとなっている。

(注) ①1人で複数の施設に申し込んでいる場合、②他の特別養護老人ホームに既に入所している場合、③申し込んだままお亡くなりになる場合 等

※ 要介護度別に把握できていない4府県(神奈川県、京都府、大阪府、鳥取県)は、前回調査時(平成21年度)の要介護度別の割合等を基に推計。

【入所申込者の都道府県別の状況】

都道府県名	入所申込者数	都道府県名	入所申込者数
北海道	27,547	滋賀県	8,277
青森県	6,322	京都府	6,541
岩手県	6,576	大阪府	12,269
宮城県	38,885	兵庫県	28,044
秋田県	5,339	奈良県	6,975
山形県	8,358	和歌山県	7,008
福島県	12,495	鳥取県	2,975
茨城県	9,869	島根県	6,068
栃木県	9,253	岡山県	6,952
群馬県	8,651	広島県	20,683
埼玉県	16,937	山口県	8,398
千葉県	18,593	徳島県	1,986
東京都	43,384	香川県	7,814
神奈川県	28,536	愛媛県	2,589
新潟県	19,369	高知県	3,121
富山県	2,135	福岡県	18,255
石川県	3,742	佐賀県	4,304
福井県	3,721	長崎県	5,284
山梨県	8,255	熊本県	7,440
長野県	4,936	大分県	6,227
岐阜県	16,794	宮崎県	3,983
静岡県	14,258	鹿児島県	7,782
愛知県	11,261	沖縄県	5,153
三重県	10,240	合計	523,584

【入所申込者の集計方法】

(原則)

各都道府県管内の特別養護老人ホームに入所申し込みを行っている各々の都道府県の住民分について、適宜の方法で重複等を排除(名寄せした実数ベース。死亡者及び既入所者は除外。)した数値(平成25年10月1日時点)

(原則以外)

府県名	内容	県名	内容
宮城県	重複等有り	奈良県	重複等有り
栃木県	重複等有り	岡山県	在宅のみ
神奈川県	一部保険者未集計	広島県	一部保険者未集計
富山県	要介護3以上のみ	愛媛県	一年以内入所希望者のうち、介護3施設以外で特に必要な者
長野県	在宅のみ	高知県	要介護3以上のみ
愛知県	在宅のみ	宮崎県	介護3施設、GH含まず
大阪府	一年以内入所希望者のうち、介護3施設含まず	鹿児島県	重複等有り

※ 各都道府県において、各々の基準により集計しているため、都道府県間の単純な比較はできないことにご留意願います。

【平成21年度特別養護老人ホームの入所申込者の状況】

単位：万人

	要介護1～2	要介護3	要介護4～5	計
全体	13.2 (31.2%)	11.0 (26.2%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	7.7 (18.2%)	5.4 (12.9%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)
うち在宅でない方	5.5 (13.0%)	5.6 (13.3%)	11.1 (26.4%)	22.3 (52.8%)

*千人未満四捨五入のため、合計に一致しないものがある。

※入所申込者は、各都道府県で把握している状況を集計したもの。

(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)